長崎県食品安全・安心委員会委員の一般公募要領

１．募集の趣旨
　長崎県では、「長崎県食品の安全・安心条例」を制定し、食品の安全・安心確保のための施策を推進しています。
　また、県、消費者団体、学識経験者等で構成する「長崎県食品安全・安心委員会」を設置し、委員会における意見、要望等を施策に反映することとしています。
　県では、委員会に参加し、ご意見をいただける方を広く県民の皆様から公募します。委員は１８名で、そのうち公募委員は３名を予定しています。募集要領は次のとおりです。

２．募集期間
　令和３年２月１５日（月）から３月８日（月）（当日消印有効）

３．募集人員
　３名

４．応募資格
　県内に居住されている満１８歳以上（令和３年４月１日現在）の方で、長崎市内で開催する委員会に出席できる方

５．任期
　委嘱の日から令和５年３月３１日まで

６．活動内容
　長崎県食品安全・安心委員会へ出席していただき、提言や審議をしていただきます。
　委員会開催の際は、交通費等（県の基準による）をお支払いします。

７．応募方法
　応募申込書と小論文を下記の応募先まで郵送によりお申し込みください。

８．小論文のテーマ
　「食品の安全・安心について思うこと」

　日頃、食品の安全・安心について思うことや、事業者や行政に期待すること、または、自分自身が取り組んでいこうと思うことなど、８００字程度にまとめてください（書式は自由）。

９．選考の方法
　提出いただいた書類により選考いたします（ただし、応募の状況によっては面接を行う場合があります。）。

応募先

長崎県県民生活環境部食品安全・消費生活課
〒８５０－８５７０
長崎市尾上町３－１
ＴＥＬ　０９５－８９５－２３６６